

令和2年5月27日

呉竹医療専門学校 在校生の皆様へ

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請受付開始のお知らせ

文部科学省より埼玉県学事課を通じ、学生支援緊急給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』令和2年5月19日閣議決定）の創設について通知がありました。

本事業は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、特に家庭から自立した学生等においては、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少などにより修学の継続が困難となり修学をあきらめるような事態も想定されることから、住民税非課税世帯の学生等には20万円、それ以外の学生等は10万円の現金が支給される事業です。

つきましては、本校でも本事業の申請の受付を開始いたします。裏面をご確認の上、希望される学生は申請期日までに必要書類を揃え学校事務局まで申請してください。

なお、「申請の手引き」、「学生支援緊急給付金申請書」及び「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」は学校のホームページに掲載いたしましたので、印刷してください。印刷機器のない方には、「学生支援緊急給付金申請書」及び「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」についてのみ1F事務局で用意いたしますので、必要な方はお声がけください。

呉竹医療専門学校 事務局

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請について

1. 申請期日

令和2年6月12日（金）17時まで

※郵送の場合は、令和2年6月12日（金）必着分まで

2. 申請場所及びお問合せ先

呉竹医療専門学校 事務局

【住所】〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-185-1 【電話番号】048-658-0001

※郵送による申請も受け付けます。記録の残る郵便形態で送付してください。

3. 提出書類

- (1) 「学生支援緊急給付金申請書」
- (2) 「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」
- (3) 支給要件を満たすことを証明する書類

4. 申請について

申請については、【「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き】（※学校のホームページからダウンロード。）をよくお読みください。支給対象者要件に該当され申請を希望される方は、必要事項のご記入及び提出書類を不備のないように揃えた上で期日までにお手続きください。ご不明な点はお問合せ下さい。

【留意点】

- (1) 呉竹医療専門学校で支給要件に関して総合的に審査したうえで、日本学生支援機構へ推薦を行います。
- (2) 推薦枠（文部科学省より埼玉県学事課を通じて通知予定）に限りがあるため、申請されたすべての皆様に給付されるわけではありません。
- (3) 申請内容及び提出書類等について、必要に応じ電話等で確認を行います。また、追加で証明書類の提出を求めことがあります。
- (4) 申請者及び受給者の申告内容に疑義がある場合には、日本学生支援機構が学校を通じて情報照会を行うことがあります。
- (5) 万が一虚偽申請があった場合は、返金を求められます。

※文部科学省ホームページでは本事業にかかる情報提供が行われています。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

